

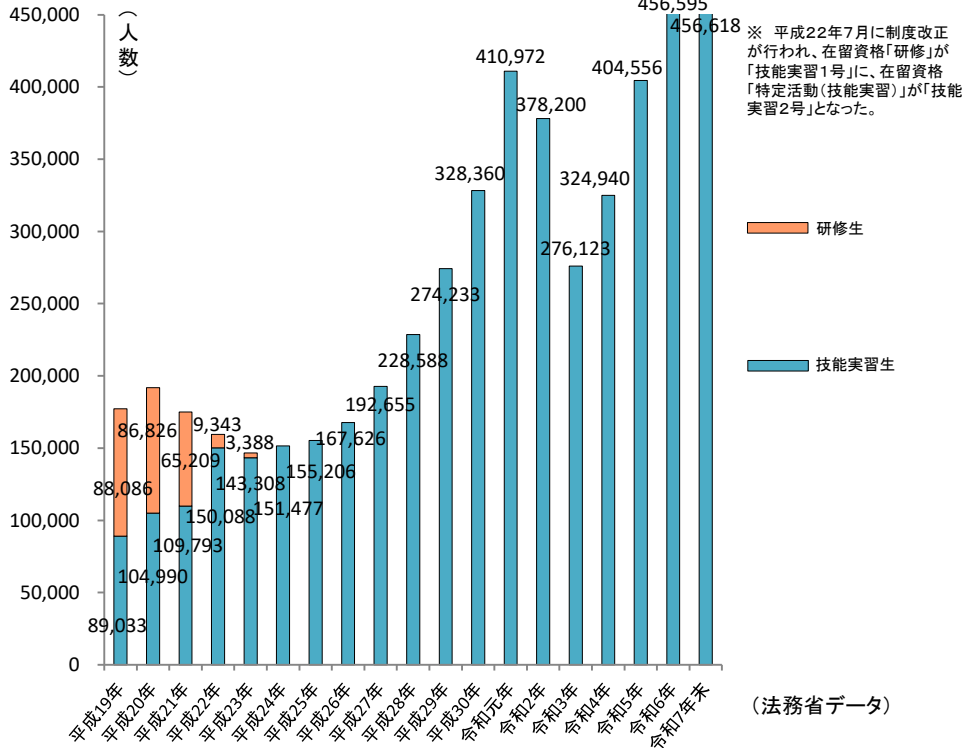
技能実習制度の現状、課題等について

令和8年6月11日
大阪出入国在留管理局

技能実習制度の現状

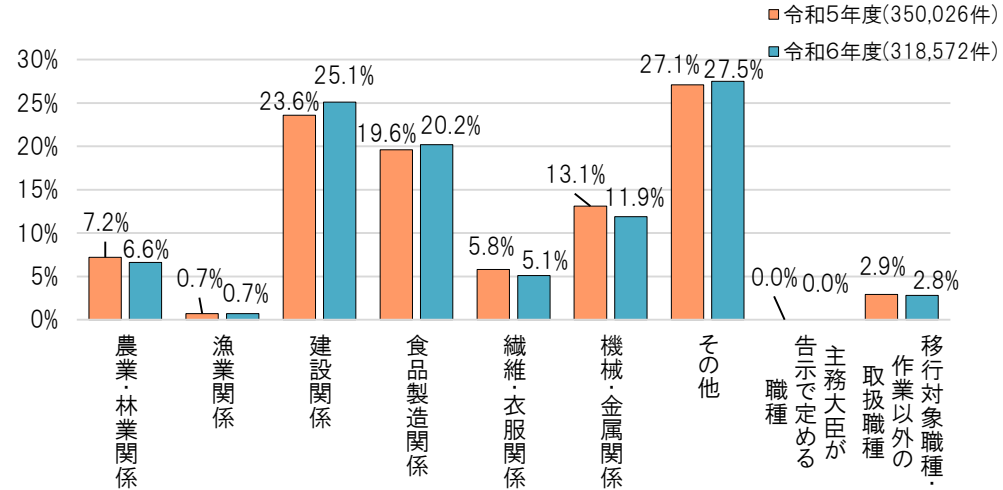
1 令和7年末の技能実習生の数は、456,618人

研修生・技能実習生の在留状況



3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。

職種別「計画認定件数(構成比)」

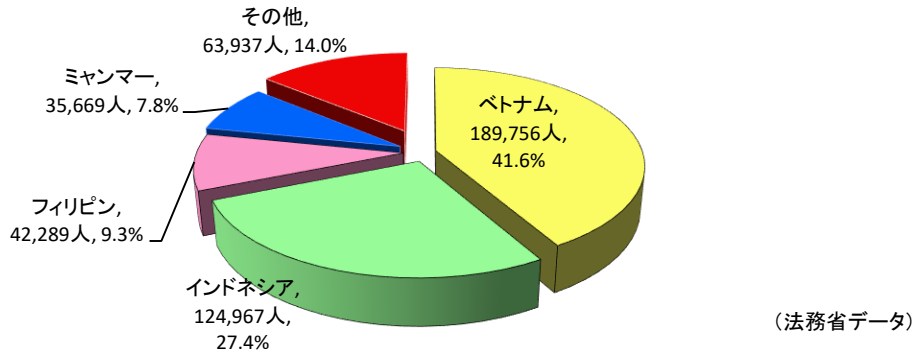


※「その他」には、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、クリーニング、コンクリート製品製造、宿泊、RPF製造、鉄道施設保守整備、ゴム製品製造、鉄道車両整備、木材加工の職種が含まれる。
 ※本件数は当該年度に技能実習計画の認定を受けた件数であり、未入国の者等を含むため、在留者数とは一致しない。

(令和6年度「外国人技能実習機構統計」)

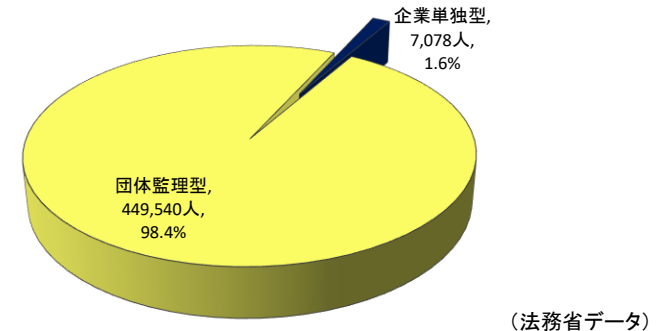
2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン

令和7年末 在留資格「技能実習」在留外国人国籍別構成比(%)



4 団体監理型の受入れが98.4%

令和7年末「技能実習」に係る受入形態別在留者数



職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数（令和7年末時点：456,618人）

1 農業・林業関係（3職種7作業）（28,798人）（人）

職種名	作業名	在留者数
耕種農業● (23,187人)	施設園芸	12,586
	畑作・野菜	10,094
	果樹	507
畜産農業● (5,484人)	養豚	1,222
	養鶏	1,898
林業（127人）	酪農	2,364
	育林・素材生産作業	127

2 漁業関係（2職種10作業）（2,950人）（人）

職種名	作業名	在留者数
漁船漁業● (1,299人)	かつお一本釣り漁業	277
	延縄漁業	49
	いか釣り漁業	90
	まき網漁業	485
	ひき網漁業	208
	刺し網漁業	40
	定置網漁業	106
	かに・えびかご漁業	41
	棒受網漁業△	3
	養殖業●(1,651人)	ほたてがい・まがき養殖

3 建設関係（22職種33作業）（113,680人）（人）

職種名	作業名	在留者数
さく井 (490人)	パーカッション式さく井工事	108
	ロータリー式さく井工事	382
建築板金 (2,626人)	ダクト板金	935
	内外装板金	1,691
冷凍空調和機器施工（999人）	冷凍空調和機器施工	999
建具製作（328人）	木製建具手加工	328
建築大工（4,384人）	大工工事	4,384
型枠施工（13,794人）	型枠工事	13,794
鉄筋施工（10,765人）	鉄筋組立て	10,765
とび（32,887人）	とび	32,887
石材施工 (489人)	石材加工	247
	石張り	242
タイル張り（850人）	タイル張り	850
かわらぶき（483人）	かわらぶき	483
左官（4,261人）	左官	4,261
配管 (4,903人)	建築配管	3,739
	プラント配管	1,164
熱絶縁施工（1,702人）	保温保冷工事	1,702
内装仕上げ施工 (6,416人)	プラスチック系床仕上げ工事	5,577
	カーペット系床仕上げ工事	226
	鋼製下地工事	944
	ボード仕上げ工事	3,982
カーテン工事 (727)	カーテン工事	727
	ビル用サッシ施工	510
防水施工（4,069人）	シーリング防水工事	4,069
コンクリート圧送施工（987人）	コンクリート圧送工事	987
ウェルポイント施工（33人）	ウェルポイント工事	33
表装（972人）	壁装	972
建設機械施工● (21,338人)	押土・整地	361
	積み込み	973
	掘削	14,866
薬炉（394人）	締固め	5,138
	薬炉	394

4 食品製造関係（11職種19作業）（92,526人）（人）

職種名	作業名	在留者数
缶詰巻締●（479人）	缶詰巻締	479
食鳥処理加工業●（4,449人）	食鳥処理加工	4,449
加熱性水産加工食品製造業● (5,786人)	節類製造	588
	加熱乾製品製造	990
	調味加工品製造	4,151
	くん製品製造	57

4 食品製造関係（11職種19作業）（続き）（人）

職種名	作業名	在留者数	
非加熱性水産加工食品製造業● (16,814人)	塩蔵品製造	6,693	
	乾製品製造	2,092	
	発酵食品製造	674	
	調理加工品製造	568	
	生食用加工品製造	6,787	
	水産練り製品製造（1,438人）	かまぼこ製品製造	1,438
	牛豚食肉処理加工業● (4,419人)	牛豚部分肉製造	3,516
		牛豚精肉商品製造△	903
	ハム・ソーセージ・ベーコン製造（2,493人）	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	2,493
	パン製造（6,435人）	パン製造	6,435
そう菜製造業●（44,432人）	そう菜加工	44,432	
農産物漬物製造業●△（797人）	農産物漬物製造	797	
	医療・福祉施設給食製造●△（4,984人）	医療・福祉施設給食製造	4,984

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）（24,346人）（人）

職種名	作業名	在留者数	
紡績運転● (759人)	前紡工程	63	
	精紡工程	235	
	巻糸工程	31	
織布運転● (1,175人)	合ねん糸工程	430	
	準備工程	183	
	製織工程	982	
染色 (750人)	仕上げ工程	10	
	系浸染	196	
	織物・ニット浸染	554	
	ニット製品製造 (312人)	靴下製造	225
	丸編みニット製造	87	
	たて編ニット生地製造●（196人）	たて編ニット生地製造	196
	婦人子供服製造（15,750人）	婦人子供既製服縫製	15,750
	紳士服製造（1,145人）	紳士既製服製造	1,145
	下着類製造●（871人）	下着類製造	871
	寝具製作（421人）	寝具製作	421
カーペット製造●△ (164人)	織じゅうたん製造	0	
帆布製品製造（909人）	ダフテッドカーペット製造	10	
	ニードルパンチカーペット製造	154	
	帆布製品製造	909	
	ワイシャツ製造	196	
座席シート縫製●（1,698人）	自動車シート縫製	1,698	

6 機械・金属関係（17職種34作業）（57,327人）（人）

職種名	作業名	在留者数
鑄造 (3,378人)	鑄鉄鑄物鑄造	2,326
	非鉄金属鑄物鑄造	1,052
鍛造 (422人)	ハンマ型鍛造	129
	プレス型鍛造	293
ダイカスト (1,499人)	ホットチャンパダイカスト	132
	コールドチャンパダイカスト	1,367
機械加工 (9,700人)	普通旋盤	1,633
	フライス盤	1,478
	数値制御旋盤	3,505
	マシニングセンタ	3,084
金属プレス加工（8,494人）	金属プレス	8,494
	鉄工（5,513人）	構造物鉄工
工場板金（4,019人）	工場板金	4,019
	めっき (2,727人)	電気めっき
アルミニウム陽極酸化処理（407人）	溶融亜鉛めっき	516
	陽極酸化処理	407
仕上げ (2,248人)	治工具仕上げ	229
	金型仕上げ	269
機械検査（6,184人）	機械組立仕上げ	1,750
	機械検査	6,184
機械保全（2,027人）	機械系保全	2,027
	電子機器組立て（7,248人）	電子機器組立て

6 機械・金属関係（17職種34作業）（続き）（人）

職種名	作業名	在留者数
電気機器組立て (2,178人)	回転電機組立て	289
	変圧器組立て	68
	配電盤・制御盤組立て	1,182
	開閉制御器具組立て	300
	回転電機巻線製作	339
プリント配線板製造 (1,091人)	プリント配線板設計	7
	プリント配線板製造	1,084
アルミニウム圧延・押出製品製造●△ (77人)	引抜き加工	2
	仕上げ	75
金属熱処理業● (115人)	全体熱処理	56
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）	24
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）	35

7 その他（21職種39作業）（128,922人）（人）

職種名	作業名	在留者数	
家具製作（2,415人）	家具手加工	2,415	
	印刷 (1,654人)	オフセット印刷	1,213
	製本（1,880人）	グラビア印刷●△	441
プラスチック成形 (19,688人)	製本	1,880	
	プラスチック成形	1,749	
	射出成形	15,948	
	インフレーション成形	750	
強化プラスチック成形（844人）	ブロー成形	1,241	
	手積み積層成形	844	
	塗装 (15,049人)	建築塗装	4,015
	鋼橋塗装	6,436	
溶接● (22,342人)	鋼橋塗装	713	
	噴霧塗装	3,885	
	手溶接	3,863	
工業包装（17,628人）	半自動溶接	18,479	
	工業包装	17,628	
紙器・段ボール箱製造 (2,415人)	印刷箱打抜き	699	
	印刷箱製箱	497	
陶磁器工業製品製造● (225人)	貼箱製造	209	
	段ボール箱製造	1,010	
	機械ろくろ成形	56	
	圧力鋳込み成形	57	
自動車整備●（6,257人）	パッド印刷	112	
	自動車整備	6,257	
ビルクリーニング（8,576人）	ビルクリーニング	8,576	
	介護●（18,400人）	介護	18,400
クリーニング●△ (3,431人)	リネンサプライ仕上げ	3,345	
	一般家庭用クリーニング	86	
コンクリート製品製造●（2,462人）	コンクリート製品製造	2,462	
	宿泊●△（2,830人）	接客・衛生管理	2,830
RPF製造●（151人）	RPF製造	151	
	鉄道施設保守整備●（174人）	軌道保守整備	174
ゴム製品製造●△ (1,936人)	成形加工	1,476	
	押出し加工	250	
鉄道車両整備● (24人)	混練り圧延加工	129	
	複合積層加工	81	
木材加工●△（541人）	走行装置検修・解き装	22	
	空気装置検修・解き装	2	
機械製材 (541人)	機械製材	541	

8 事務大臣が告示で定める職種（社内検定型の職種・作業（2職種4作業））（117人）（人）

職種名	作業名	在留者数
空港グランドハンドリング● (115人)	航空機地上支援	0
	航空貨物取扱	53
	客室清掃△	62
ボイラーメンテナンス●△（2人）	ボイラーメンテナンス	2

9 非移行対象職種（7,952人）

（注1）項目ごとに付している括弧内の人数は、各項目別の在留者数。（注2）職種・作業別の在留者数は、令和7年末時点の速報値。（注3）職種・作業の項目は令和7年末時点。（注4）●の職種・作業：技能実習評価試験が実施されている職種・作業。（注5）△の職種・作業：3号の対象外である職種・作業。

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧（94職種171作業）

1 農業・林業関係（3職種7作業）

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業●	果樹
	養豚
	養鶏
林業	酪農
	育林・素材生産作業

2 漁業関係（2職種10作業）

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	樺受網漁業△
	養殖業●

3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事 ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金 内外装板金
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工 石張り
タイル張り かわらぶき	タイル張り かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管 プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工●	押土・整地 積込み 掘削 締固め
築炉	築炉

4 食品製造関係（11職種19作業）

職種名	作業名	
缶詰巻締●	缶詰巻締	
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工	
加熱性水産加工	節類製造	
食品製造業●	加熱乾製品製造	
	調味加工品製造	
非加熱性水産加工 食品製造業●	くん製品製造	
	塩蔵品製造	
	乾製品製造	
	発酵食品製造	
	調理加工品製造	
	生食用加工品製造	
	水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
	牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造 牛豚精肉商品製造△
	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
	パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工	
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造	
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造	

5 繊維・衣服関係（14職種23作業）

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
織布運転●	合ねん糸工程
	準備工程
	製織工程
	仕上げ工程
染色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造 タフテッドカーペット製造 ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製
タオル製造●△	タオル縫製

6 機械・金属関係（17職種34作業）

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ	陽極酸化処理
	治工型仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器組立て
プリント配線板製造	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
	プリント配線板設計 プリント配線板製造
アルミニウム圧延・押出製品製造●△	引抜加工 仕上げ
金属熱処理業●	全体熱処理
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）

7 その他（23職種41作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形 ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装 噴霧塗装
溶接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造 段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鑄込み成形
	バッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護●	介護
	クリーニング●△
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工 押し出し加工 混練り圧延加工 複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置検修・解き装 空気装置検修・解き装
木材加工●△	機械製材
かぼん製造●△	かぼん製造
化粧品製造●	仕上工程管理

○ 社内検定型の職種・作業（2職種4作業）

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱 客室清掃△
ボイラーメンテナンス●△	ボイラーメンテナンス

（注1）●の職種：技能実習評価試験に係る職種
（注2）△のない職種・作業は3号まで実習可能。

（令和8年4月10日時点）

○ 技能実習法に基づく行政処分等の状況

令和8年3月27日現在

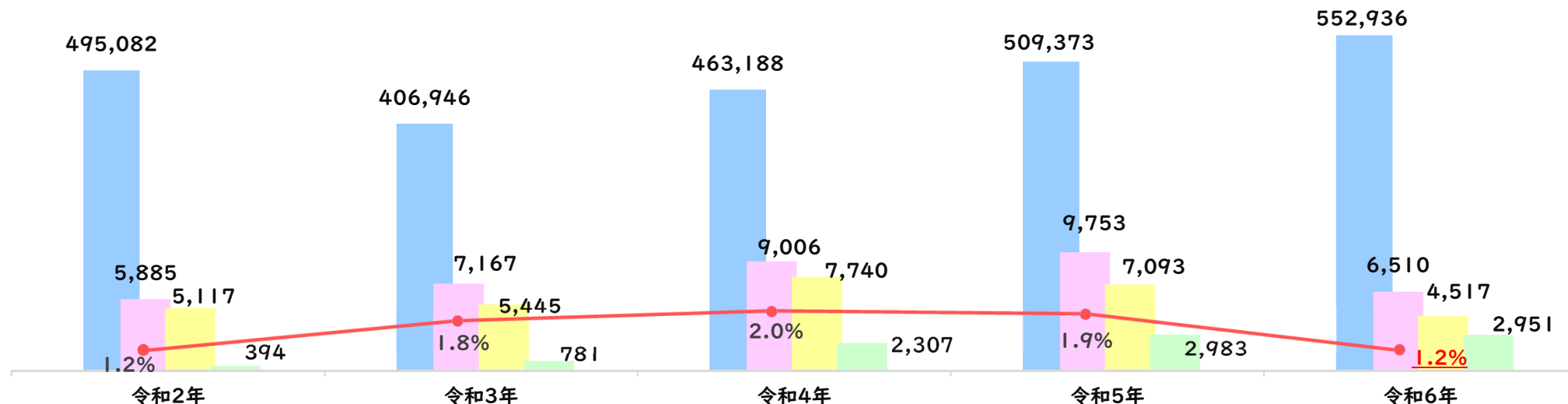
	監理団体		実習実施者		
	許可取消 (団体数)	改善命令 (団体数)	認定取消		改善命令 (実習実施者数)
			実習実施者数	取り消した 計画認定数	
合 計	63	39	704	11,075	15
平成30年度	1	0	8	151	1
令和元年度	4	0	23	244	2
令和2年度	13	2	77	1,001	6
令和3年度	13	10	177	2,080	6
令和4年度	12	15	114	1,723	0
令和5年度	5	5	120	1,403	0
令和6年度	6	0	55	2,744	0
令和7年度	9	7	130	1,729	0

技能実習生の失踪者数の推移

技能実習生の失踪者数の推移（令和2年～令和6年）

- 令和6年における技能実習生の失踪者数は6,510人であり、前年から3,243人減少（33.3%減少）した。
- 技能実習生数に占める失踪者数の割合は、令和6年は1.2%であり、前年から0.7ポイント低下した。
- 令和2年から令和6年までの技能実習生の失踪者計38,321人のうち、令和7年5月時点で所在が不明な者は9,416人となる。

■ 技能実習生数(※) ■ 失踪者数 ■ 3月以内に所在確認できた者を除いた数 ■ 各年の失踪者のうち、令和7年5月14日時点で所在が不明の数
●—● 技能実習生数に対する失踪者数の割合 ※ 前年末の在留技能実習生と当年に入国した又は新たに在留資格変更許可を受けた技能実習生の合計人数



	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	技能実習生数(※)	失踪者数	技能実習生数(※)	失踪者数	技能実習生数(※)	失踪者数	技能実習生数(※)	失踪者数	技能実習生数(※)	失踪者数
総計	5,885	5,117	7,167	5,445	9,006(1.9%)	7,740	9,753(1.9%)	7,093	6,510(1.2%)	4,517
ベトナム	3,741	3,371	4,772	3,747	6,016(2.4%)	5,488	5,481(2.1%)	4,920	3,865(1.5%)	3,361
ミャンマー	250	149	447	108	607(2.6%)	35	1,765(5.4%)	5	1,263(3.1%)	56
インドネシア	240	223	208	191	367(0.6%)	357	662(0.8%)	611	520(0.5%)	423
中国	964	868	896	749	922(1.8%)	848	816(1.9%)	703	335(0.9%)	271
カンボジア	494	343	667	491	829(5.6%)	773	694(4.0%)	565	275(1.5%)	210
フィリピン	48	38	47	40	70(0.2%)	64	84(0.2%)	69	70(0.1%)	56
タイ	62	58	74	71	70(0.6%)	67	38(0.3%)	30	37(0.2%)	30
バングラデシュ	13	5	1	1	5(1.0%)	4	20(1.6%)	20	35(1.9%)	23
ウズベキスタン	3	2	3	3	26(10.0%)	22	63(15.4%)	59	31(7.6%)	27
スリランカ	23	18	7	5	12(0.9%)	10	30(1.5%)	27	28(1.0%)	24
その他	47	42	45	39	82(1.3%)	72	100(1.1%)	84	51(0.5%)	36

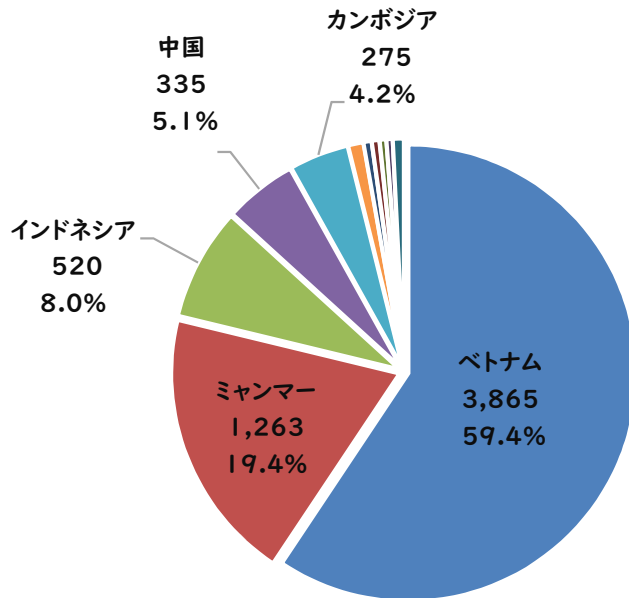
注 本資料に含まれる技能実習生の失踪者数に係る数値はいずれも速報値

※カッコ内は、技能実習生数に対する失踪者数の割合

- 失踪者の発生が多い上位5か国については、すべての国が令和5年と比較して失踪者数が減少。
- 依然としてベトナム人及びミャンマー人の割合が大きいですが、失踪者数は、両国ともに令和5年と比較し約30%減少。
- これまでの取組を着実に実施するとともに、失踪動機及び失踪後の稼働状況のより詳細な把握等に向け検討を進める。

令和6年国籍別失踪者数

失踪者 6,510人



上位5か国の失踪者数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年対前年増減率 (%)
ベトナム	3,741	4,772	6,016	5,481	3,865	-29.5
ミャンマー	250	447	607	1,765	1,263	-28.4
インドネシア	240	208	367	662	520	-21.5
中国	964	896	922	816	335	-58.9
カンボジア	494	667	829	694	275	-60.4

失踪防止に関する主な取組

技能実習生に関する取組

- 在外公館等の関係機関を通じた、来日前の確認事項やブローカーの勧誘に対する注意喚起を促すリーフレットによる周知
- ミャンマー人への緊急避難措置の運用見直し
→次ページ参照

送出国に関する取組等

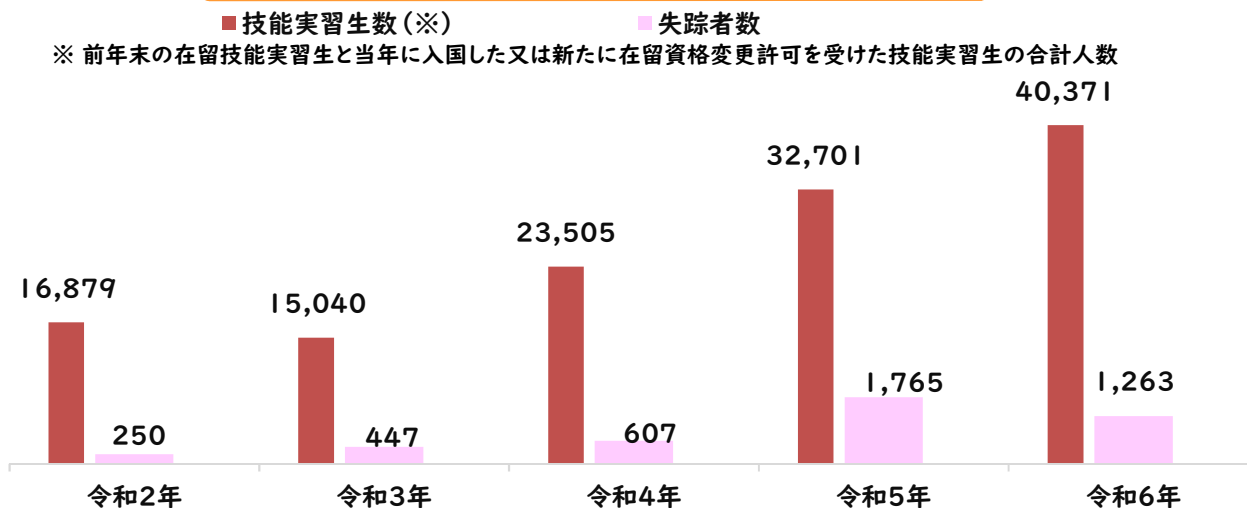
- 二国間取決めに基づき、送出国に対して送出国の適正化等の申入れ
- 失踪者の発生が著しい送出国に対して新規受入れ停止措置の実施(ベトナム・カンボジア)
- ベトナム国内において、技能実習生の費用の負担額の低減に係る法令が施行(令和4年1月施行)



- これまでの取組を着実に実施していくとともに、
- ・ 失踪動機及び失踪後の稼働状況のより詳細な把握
 - ・ 失踪技能実習生等に関する送出国の関係機関との情報共有の検討を進める

- 令和6年のミャンマー人の技能実習生数は前年比23.5%増(40,371人)となったが、失踪者数は前年比28.4%減(1,263人)。
- ミャンマー緊急避難措置に係る運用見直しを行った令和6年10月1日以降、ミャンマー人の失踪者は大幅に減少。

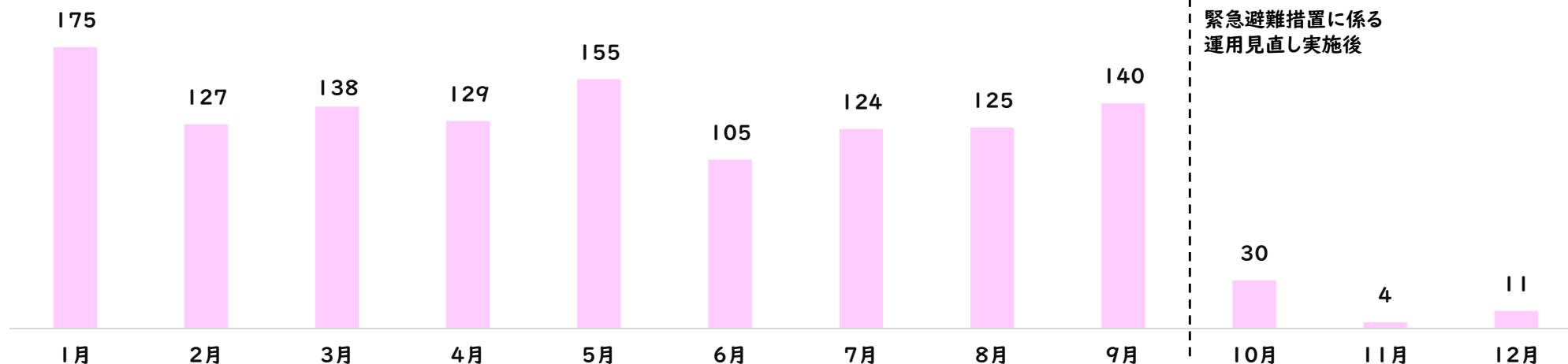
ミャンマー人失踪者数等の推移(令和2年～令和6年)



(参考)ミャンマー緊急避難措置に係る運用見直し

- 変更前
技能実習を修了していなくても、「特定活動」への在留資格変更を認める
- 変更後
技能実習を修了していない場合、原則として「特定活動」への在留資格変更を認めない
 - ・ 自己の責めに帰すべき事情によらずに技能実習の継続が困難となった技能実習生については、技能実習継続が困難となった理由や監理団体等による実習先変更に係る必要な措置状況を説明させた上で許否を判断

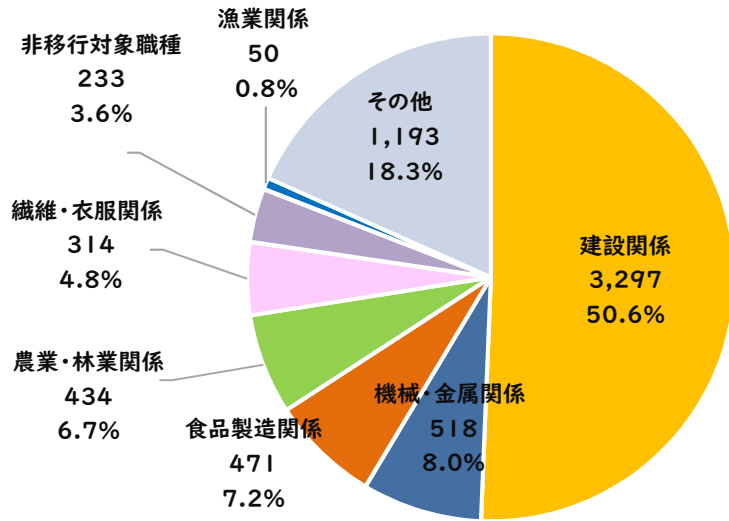
月別のミャンマー人失踪者数(令和6年)



職種別の失踪者の発生状況及び取組

- 令和6年における職種別の失踪者数について、令和5年の失踪者数との比較では、各職種関係で約30%から50%の減少。
- 失踪者数の職種別在留者数との比較では「建設関係」の割合が高い。
- 令和7年3月からは、主務省庁と事業協議会を組織する事業所管省庁において、更なる情報連携強化の取組を行っている。

令和6年職種別失踪者数



主務省庁における新たな取組

令和7年3月から、主務省庁（入管庁・厚生労働省）と事業所管省庁（農林水産省・経済産業省・国土交通省）との間で、情報連携に係る仕組みを構築・運用



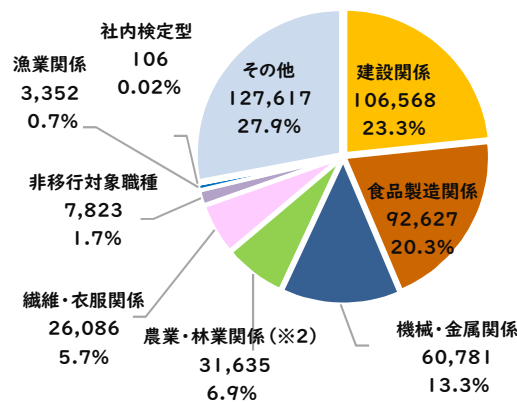
- 技能実習生の受入れ機関の行政処分等に関する情報
- 失踪技能実習生の受入れ機関等に関する情報
- 不適正な受入れ疑いのある機関に関する情報

【参考1】令和5年の失踪者数との比較

	令和5年	令和6年	令和6年対前年増減率(%)
建設関係	4,593	3,297	-28.2
機械・金属関係	767	518	-32.5
食品製造関係	831	471	-43.3
農業・林業関係(※)	834	434	-48.0
繊維・衣服関係	462	314	-32.0
非移行対象職種	454	233	-48.7
漁業関係	97	50	-48.5
その他	1,713	1,193	-30.4

※ 林業職種は令和6年9月に移行対象職種に追加

【参考2】令和6年末在留資格「技能実習」在留者数(※1)



※1 在留者数は当庁HP掲載「職種・作業別・在留資格「技能実習」に係る在留者数」(令和6年末)から引用
※2 令和6年中における林業職種の在留者はなし

建設関係職種における取組

- 月給制導入による安定的な賃金の支払い
- 建設キャリアアップシステムの登録義務化
- 建設業許可を要件化、受入人数枠の設定



技能実習計画の認定基準において、事業を所管する大臣が告示で定める上乗せ基準として規定

【参考1】失踪技能実習生の所在確認状況

- 令和元年から令和6年までの失踪技能実習生数の累計は、合計47,117人。
- 47,117人のうち、失踪後の出入国在留管理上の手続により、37,193人(78.9%)の所在が確認されている。

令和7年5月14日現在

技能実習実施 困難時届出書 受理年	失踪技能 実習生数(①)	所在確認が できた者 (②)	所在確認を行った出入国在留管理上の手続					率 (②/①)	所在が 不明の者
			出国手続	うち退去強制 手続 による出国	退去強制手続	在留手続	その他(注2)		
令和6年	6,510	3,559	1,951	673	82	1,476	50	54.7%	2,951
令和5年	9,753	6,770	4,508	2,408	82	2,146	34	69.4%	2,983
令和4年	9,006	6,699	5,735	3,899	65	873	26	74.4%	2,307
令和3年	7,167	6,386	5,132	3,410	99	1,137	18	89.1%	781
令和2年	5,885	5,491	4,634	2,449	105	745	7	93.3%	394
令和元年	8,796	8,288	7,383	4,268	127	771	7	94.2%	508
合計	47,117	37,193	29,343	17,107	560	7,148	142	78.9%	9,924

(注1)「退去強制手続による出国」には、出国命令による出国が含まれる。

(注2)「その他」には、難民認定手続において所在確認できた者(他の手続欄に計上されているものを除く)等が含まれる。

【参考2】技能実習生の失踪者の状況（都道府県別）

○ 令和6年の技能実習生の失踪者数を都道府県別で見た場合、「愛知県」、「大阪府」、「東京都」の順に多く、在留者数と比較すると、「東京都」の割合が高い。

都道府県	失踪者数・・・A (令和6年)	【参考】		都道府県	失踪者数・・・A (令和6年)	【参考】	
		A÷B	在留者数・・・B			A÷B	在留者数・・・B
北海道	179	1.0%	17,532	滋賀県	68	1.0%	6,674
青森県	74	② 2.2%	3,296	京都府	96	1.4%	6,730
岩手県	33	0.9%	3,854	大阪府	② 472	④ 2.1%	22,960
宮城県	105	1.8%	5,975	兵庫県	209	1.4%	15,238
秋田県	22	1.1%	1,942	奈良県	50	1.4%	3,478
山形県	50	1.7%	3,030	和歌山県	35	1.6%	2,181
福島県	69	1.2%	5,562	鳥取県	20	1.0%	1,954
茨城県	255	1.4%	18,833	島根県	19	0.8%	2,351
栃木県	109	1.2%	9,081	岡山県	168	1.6%	10,350
群馬県	141	1.2%	11,949	広島県	233	1.4%	16,696
埼玉県	⑤ 328	1.3%	25,332	山口県	73	1.3%	5,810
千葉県	315	1.3%	23,713	徳島県	48	1.5%	3,109
東京都	③ 428	① 2.5%	17,013	香川県	78	1.2%	6,431
神奈川県	④ 334	1.7%	19,206	愛媛県	85	1.1%	7,643
新潟県	77	1.4%	5,536	高知県	25	1.1%	2,295
富山県	73	1.1%	6,612	福岡県	314	1.8%	17,858
石川県	63	1.1%	5,710	佐賀県	43	1.1%	3,806
福井県	75	1.5%	5,060	長崎県	64	1.6%	4,039
山梨県	67	② 2.2%	3,074	熊本県	96	0.9%	10,322
長野県	88	1.3%	6,859	大分県	75	1.4%	5,511
岐阜県	199	1.2%	16,151	宮崎県	62	1.3%	4,913
静岡県	204	1.2%	16,919	鹿児島県	127	1.7%	7,430
愛知県	① 585	1.4%	40,621	沖縄県	73	④ 2.1%	3,491
三重県	104	0.9%	11,991	総計	6,510	1.4%	456,121

(注1) 実習実施者が所在する都道府県

(注2) 在留者数は、令和6年12月末の在留者数であり、都道府県が「未定・不詳」のものは除外。

技能実習生の失踪者数の推移（令和2年～令和6年）

【速報値】

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和6年失踪者数の対前年増減率（%）
	3月以内に所在確認ができた者を除いた数（注2）	3月以内に所在確認ができた者を除いた数（注2）	3月以内に所在確認ができた者を除いた数（注2）	3月以内に所在確認ができた者を除いた数（注2）	3月以内に所在確認ができた者を除いた数（注2）	3月以内に所在確認ができた者を除いた数（注2）	3月以内に所在確認ができた者を除いた数（注2）	3月以内に所在確認ができた者を除いた数（注2）	3月以内に所在確認ができた者を除いた数（注2）		
総数	5,885	5,117	7,167	5,445	9,006	7,740	9,753	7,093	6,510	4,517	-33.3
ベトナム	3,741	3,371	4,772	3,747	6,016	5,488	5,481	4,920	3,865	3,361	-29.5
ミャンマー	250	149	447	108	607	35	1,765	5	1,263	56	-28.4
インドネシア	240	223	208	191	367	357	662	611	520	423	-21.5
中国	964	868	896	749	922	848	816	703	335	271	-58.9
カンボジア	494	343	667	491	829	773	694	565	275	210	-60.4
フィリピン	48	38	47	40	70	64	84	69	70	56	-16.7
タイ	62	58	74	71	70	67	38	30	37	30	-2.6
バングラデシュ	13	5	1	1	5	4	20	20	35	23	75.0
ウズベキスタン	3	2	3	3	26	22	63	59	31	27	-50.8
スリランカ	23	18	7	5	12	10	30	27	28	24	-6.7
その他	47	42	45	39	82	72	100	84	51	36	-49.0

（注1） 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したものの。

（注2） 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上の手続により所在を確認したもの。

職種別技能実習生の失踪者数(令和2年)

【速報値】

	番号	職種	人数		
				3月以内に所在確認ができた者を除いた数(注2)	
農業関係	1	耕種農業	544	469	
	2	畜産農業	101	96	
		小計	645	565	
漁業関係	3	漁船漁業	8	7	
	4	養殖業	54	49	
		小計	62	56	
建設関係	5	さく井	5	3	
	6	建築板金	44	42	
	7	冷凍空調機器施工	17	14	
	8	建具製作	3	3	
	9	建築大工	126	118	
	10	型枠施工	312	270	
	11	鉄筋施工	313	288	
	12	とび	979	869	
	13	石材施工	16	15	
	14	タイル張り	26	21	
	15	かわらぶき	22	21	
	16	左官	82	70	
	17	配管	110	94	
	18	熱絶縁施工	11	10	
	19	内装仕上げ施工	131	118	
	20	サッシ施工	13	13	
	21	防水施工	106	97	
	22	コンクリート圧送施工	34	30	
	23	ウエルポイント施工	0	0	
	24	表装	14	10	
	25	建設機械施工	322	284	
	26	築炉	7	7	
			小計	2,693	2,397
	食品製造関係	27	缶詰巻締	6	5
		28	食鳥処理加工業	30	28
		29	加熱性水産加工食品製造業	60	53
30		非加熱性水産加工食品製造業	147	129	
31		水産練り製品製造	16	15	
32		牛豚食肉処理加工業	29	25	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	20	18	
34		パン製造	16	13	
35		そう菜製造業	180	146	
36		農産物漬物製造業	3	3	
37		医療・福祉施設給食製造	0	0	
		小計	507	435	
繊維・衣服関係	38	紡績運転	18	14	
	39	織布運転	20	17	
	40	染	10	6	
	41	ニット製品製造	14	12	
	42	たて編ニット生地製造	4	4	
	43	婦人子供服製造	249	198	
	44	紳士服製造	18	14	
	45	下着類製造	4	4	
	46	寝具製作	2	2	
	47	カーペット製造	1	1	
	48	帆布製品製造	14	14	
	49	布はく縫製	4	4	
	50	座席シート縫製	23	18	
		小計	381	308	
機械・金属関係	51	鋳造	36	33	
	52	鍛造	0	0	
	53	ダイカスト	9	8	
	54	機械加工	78	65	
	55	金属プレス加工	71	63	
	56	鉄工	58	50	
	57	工場板金	29	25	
	58	めっき	15	13	
	59	アルミニウム陽極酸化処理	4	4	
	60	仕上げ	17	13	
	61	機械検査	32	28	
	62	機械保全	23	20	
	63	電子機器組立て	59	50	
	64	電気機器組立て	16	15	
	65	プリント配線板製造	7	5	
		小計	454	392	
その他	66	家具製作	23	20	
	67	印刷	9	8	
	68	製本	11	9	
	69	プラスチック成形	114	99	
	70	強化プラスチック成形	8	5	
	71	塗装	212	186	
	72	溶接	281	239	
	73	工業包装	101	88	
	74	紙器・段ボール箱製造	30	21	
	75	陶磁器工業製品製造	6	5	
	76	自動車整備	27	25	
	77	ビルクリーニング	53	45	
	78	介護	7	6	
	79	リネンサブライ	17	15	
	80	コンクリート製品製造	0	0	
	81	宿泊	0	0	
		小計	899	771	
社内検定型	82	空港グランドハンドリング	0	0	
非移行対象職種	83	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	244	193	
		合計	5,885	5,117	

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦に留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの。

(注2) 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上の手続により所在を確認したもの。

職種別技能実習生の失踪者数(令和3年)

[速報値]

	番号	職種	人数		
			3月以内に所在確認ができた者を除いた数(注2)		
農業関係	1	耕種農業	587	475	
	2	畜産農業	91	65	
		小計	678	540	
漁業関係	3	漁船漁業	5	4	
	4	養殖業	50	44	
		小計	55	48	
建設関係	5	さく井	10	10	
	6	建築板金	60	45	
	7	冷凍空気調和機器施工	25	18	
	8	建築器具製作	6	6	
	9	建築大工	157	106	
	10	型枠施工	477	366	
	11	鉄筋施工	394	309	
	12	とび	1,527	1,163	
	13	石材施工	18	12	
	14	タイル張り	32	24	
	15	かわらぶき	26	24	
	16	左官	94	74	
	17	配管	125	102	
	18	熱絶縁施工	28	17	
	19	内装仕上げ施工	165	125	
	20	サッシ施工	15	11	
	21	防水施工	149	111	
	22	コンクリート圧送施工	40	33	
	23	ウェルポイント施工	2	2	
	24	表装	26	17	
	25	建設機械施工	453	325	
	26	築炉	9	8	
			小計	3,838	2,908
	食品製造関係	27	缶詰巻締	9	6
		28	食鳥処理加工工業	29	22
		29	加熱性水産加工食品製造業	70	56
30		非加熱性水産加工食品製造業	144	104	
31		水産練り製品製造	11	7	
32		牛豚食肉処理加工業	19	15	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	11	9	
34		パン製造	21	15	
35		そう菜製造業	175	120	
36		農産物漬物製造業	3	1	
37	医療・福祉施設給食製造	6	6		
		小計	498	361	
繊維・衣服関係	38	紡績運転	9	5	
	39	織布運転	24	19	
	40	染色	5	4	
	41	ニット製品製造	11	6	
	42	たて編ニット生地製造	3	3	
	43	婦人子供服製造	277	220	
	44	紳士服製造	19	15	
	45	下着類製造	6	4	
	46	寝具製作	7	6	
	47	カーペット製造	0	0	
	48	帆布製品製造	20	19	
	49	布はく縫製	5	5	
	50	座席シート縫製	23	12	
		小計	409	318	
機械・金属関係	51	鋳造	44	34	
	52	鍛造	1	1	
	53	ダイカスト	11	11	
	54	機械加工	73	59	
	55	金属プレス加工	63	47	
	56	鉄工	84	67	
	57	工場板金	23	17	
	58	めっき	21	19	
	59	アルミニウム陽極酸化処理	1	1	
	60	仕上げ	25	19	
	61	機械検査	36	22	
	62	機械保全	24	15	
	63	電子機器組立て	38	29	
	64	電気機器組立て	14	8	
	65	プリント配線板製造	3	2	
			小計	461	351
その他	66	家具製作	32	26	
	67	印刷	22	15	
	68	製本	8	3	
	69	プラスチック成形	122	90	
	70	強化プラスチック成形	27	20	
	71	塗装	263	200	
	72	溶接	354	275	
	73	工業包装	132	96	
	74	紙器・段ボール箱製造	26	18	
	75	陶磁器工業製品製造	5	5	
	76	自動車整備	43	38	
	77	ビルクリーニング	74	52	
	78	介護	23	14	
	79	リネンサブライ	16	13	
	80	コンクリート製品製造	9	8	
	81	宿泊	0	0	
	82	RPF製造	0	0	
83	鉄道施設保守整備	0	0		
84	ゴム製品製造	0	0		
		小計	1,156	873	
社内検定型	85	空港グランドハンドリング	0	0	
非移行対象職種	86	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	72	46	
		合計	7,167	5,445	

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したものである。

(注2) 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上の手続により所在を確認したもの。

職種別技能実習生の失踪者数(令和4年)

【速報値】

	番号	職種	人数	
			3月以内に所在確認ができた者を除いた数(注2)	
農業関係	1	耕種業	779	660
	2	畜産業	169	142
		小計	948	802
漁業関係	3	漁業	14	12
	4	養殖業	79	75
		小計	93	87
建設関係	5	土木建築業	26	24
	6	建築板金業	99	94
	7	冷凍空調機器施工	31	26
	8	建築器具製作	7	6
	9	建築大工	142	118
	10	型枠施工	593	535
	11	鉄筋施工	438	389
	12	とび	1,785	1,525
	13	石材施工	21	18
	14	タイル張り	43	38
	15	かわらぶき	24	24
	16	官管	147	134
	17	配管	173	151
	18	熱絶縁施工	49	47
	19	内装仕上げ施工	199	168
	20	サッシ施工	17	12
	21	防水施工	170	140
22	コンクリート圧送施工	49	46	
23	ウェルポイント施工	4	4	
24	表装	26	19	
25	建設機械施工	666	559	
26	築炉	8	6	
		小計	4,717	4,083
食品製造関係	27	缶詰巻締	7	5
	28	食鳥処理加工業	33	26
	29	加熱性水産加工食品製造業	103	87
	30	非加熱性水産加工食品製造業	173	145
	31	水産練り製品製造	15	12
	32	牛豚食肉処理加工業	29	27
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	22	22
	34	パン製造	46	40
	35	そう菜製造業	251	199
36	農産物漬物製造業	4	4	
37	医療・福祉施設給食製造	14	13	
		小計	697	580
繊維・衣服関係	38	紡績運転	4	4
	39	織布運転	18	17
	40	染色	8	6
	41	ニット製品製造	9	9
	42	たて編ニット生地製造	6	5
	43	婦人子供服製造	240	208
	44	紳士服製造	13	12
	45	下着類製造	12	11
	46	寝具製作	9	8
	47	カーペット製造	2	2
48	帆布製品製造	14	13	
49	布はく縫製	8	2	
50	座席シート縫製	31	31	
		小計	374	328
機械・金属関係	51	鋳造	43	33
	52	鍛造	0	0
	53	ダイカスト	11	10
	54	機械加工	93	81
	55	金属プレス加工	72	61
	56	鉄工	103	94
	57	工場板金	53	46
	58	めっき	33	27
	59	アルミニウム陽極酸化処理	2	2
	60	仕上げ	23	17
	61	機械検査	30	28
	62	機械保全	23	20
	63	電子機器組立て	33	27
64	電気機器組立て	23	19	
65	プリント配線板製造	4	3	
		小計	546	468
その他	66	家具製作	36	31
	67	印刷	24	21
	68	製本	13	12
	69	プラスチック成形	149	125
	70	強化プラスチック成形	16	11
	71	塗装	336	282
	72	溶接	435	387
	73	工業包装	165	142
	74	紙器・段ボール箱製造	25	21
	75	陶磁器工業製品製造	6	6
	76	自動車整備	57	48
	77	ビルクリーニング	93	75
	78	介護	75	40
79	リネンサプライ	23	23	
80	コンクリート製品製造	33	33	
81	宿泊	3	3	
82	RPF製造	0	0	
83	鉄道施設保守整備	0	0	
84	ゴム製品製造	1	1	
85	鉄道車両整備	0	0	
		小計	1,490	1,261
社内検定型	86	空港グラウンドハンドリング	0	0
非移行対象職種	87	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	141	131
		合計	9,006	7,740

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したものである。

(注2) 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上の手続により所在を確認したものを。

職種別技能実習生の失踪者数(令和5年)

【速報値】

	番号	職種	人数	
				3月以内に所在確認ができた者を除いた数(注2)
農業関係	1	耕種業	685	505
	2	畜産業	149	114
		小計	834	619
漁業関係	3	漁船業	18	16
	4	養殖業	79	69
		小計	97	85
建設関係	5	土木	15	8
	6	建築板金	106	86
	7	冷凍空気調和機器施工	29	24
	8	建築器具製作	6	6
	9	建築大工	149	105
	10	型枠施工	516	387
	11	鉄筋施工	453	304
	12	とび	1,614	1,079
	13	石材施工	13	11
	14	タイル張り	32	23
	15	かわらぶき	28	21
	16	左官	168	116
	17	配管	185	136
	18	熱絶縁施工	35	22
	19	内装仕上げ施工	164	124
	20	サッシ施工	16	13
21	防水施工	195	139	
22	コンクリート圧送施工	71	44	
23	ウエルポイント施工	1	1	
24	表装	24	19	
25	建設機械施工	768	539	
26	築炉	5	2	
		小計	4,593	3,209
食品製造関係	27	缶詰巻締	6	5
	28	食鳥処理加工	36	28
	29	加熱性水産加工食品製造	97	80
	30	非加熱性水産加工食品製造	233	156
	31	水産練り製品製造	19	16
	32	牛豚食肉処理加工	63	42
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	14	11
	34	パン製造	26	21
	35	そう菜製造	299	233
	36	農産物漬物製造	6	6
37	医療・福祉施設給食製造	32	23	
		小計	831	621
繊維・衣服関係	38	紡績運転	9	4
	39	織布運転	18	14
	40	染色	5	4
	41	ニット製品製造	8	8
	42	たて編ニット生地製造	2	2
	43	婦人子供服製造	300	216
	44	紳士服製造	27	9
	45	下着類製造	12	12
	46	寝具製作	17	15
	47	カーベット製造	2	1
	48	帆布製品製造	28	20
	49	布はく縫製	6	5
50	座席シート縫製	28	21	
		小計	462	331
機械・金属関係	51	鋳造	70	47
	52	鍛造	8	2
	53	ダイカスト	12	10
	54	機械加工	152	117
	55	金属プレス加工	109	91
	56	鉄工	98	86
	57	工場板金	52	43
	58	めっき	44	30
	59	アルミニウム陽極酸化処理	7	3
	60	仕上げ	48	39
	61	機械検査	56	38
	62	機械保全	23	16
	63	電子機器組立て	67	43
	64	電気機器組立て	10	9
65	プリント配線板製造	11	10	
66	アルミニウム圧延・押出製品製造	0	0	
67	金属熱処理	0	0	
		小計	767	584
その他	68	家具製作	54	40
	69	印刷	36	29
	70	製本	29	24
	71	プラスチック成形	179	141
	72	強化プラスチック成形	14	13
	73	塗装	342	249
	74	溶接	442	367
	75	工業包装	225	170
	76	紙器・段ボール箱製造	38	30
	77	陶磁器工業製品製造	3	3
	78	自動車整備	69	53
	79	ビルクリーニング	81	48
	80	介護	121	22
	81	リネンサブライ	22	18
82	コンクリート製品製造	36	31	
83	宿泊	9	4	
84	RPF製造	4	4	
85	鉄道施設保守整備	2	2	
86	ゴム製品製造	7	6	
87	鉄道車両整備	0	0	
88	木材加工	0	0	
		小計	1,713	1,254
社内検定型	89	空港グランドハンドリング	2	1
	90	ボイラーメンテナ	0	0
		小計	2	1
非移行対象職種	91	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	454	389
		合計	9,753	7,093

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦に留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの。
(注2) 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上の手続により所在を確認したもの。

職種別技能実習生の失踪者数(令和6年)

【速報値】

	番号	職種	人数		対前年増減率(%)	
			3月以内に所在確認できた者を除いた数(注2)			
農業・林業関係	1	耕種農業	359	250	-47.6	
	2	畜産農業	75	47	-49.7	
	3	林業	0	0	-	
		小計	434	297	-48.0	
漁業関係	4	漁船漁業	1	1	-94.4	
	5	養殖業	49	42	-38.0	
		小計	50	43	-48.5	
建設関係	6	さく井	7	3	-53.3	
	7	建築板金	76	56	-28.3	
	8	冷凍空調機器施工	14	9	-51.7	
	9	建築器具製作	0	0	-100.0	
	10	建築大工	104	72	-30.2	
	11	型枠施工	341	240	-33.9	
	12	鉄筋施工	346	251	-23.6	
	13	とび	1,223	856	-24.2	
	14	石材施工	18	9	38.5	
	15	タイル張り	20	14	-37.5	
	16	かわらぶき	23	19	-17.9	
	17	左官	114	79	-32.1	
	18	配管	127	88	-31.4	
	19	絶縁施工	48	32	37.1	
	20	内装仕上げ施工	100	67	-39.0	
	21	サッシ施工	10	6	-37.5	
	22	防水施工	114	75	-41.5	
	23	コンクリート圧送施工	46	22	-35.2	
	24	ウエルポイント施工	0	0	-100.0	
	25	表装	21	16	-12.5	
	26	建設機械施工	542	361	-29.4	
	27	築炉	3	2	-40.0	
			小計	3,297	2,277	-28.2
	食品製造関係	28	缶詰巻締	1	1	-83.3
		29	食鳥処理加工業	17	8	-52.8
		30	加熱性水産加工食品製造業	53	35	-45.4
		31	非加熱性水産加工食品製造業	133	86	-42.9
32		水産練り製品製造	11	7	-42.1	
33		牛豚食肉処理加工業	29	19	-54.0	
34		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	17	13	21.4	
35		パン製造	16	8	-38.5	
36		そう菜製造業	162	104	-45.8	
37		農産物漬物製造業	4	2	-33.3	
38		医療・福祉施設給食製造	28	9	-12.5	
		小計	471	292	-43.3	
繊維・衣服関係	39	紡績運転	6	1	-33.3	
	40	織布運転	15	7	-16.7	
	41	染色	3	3	-40.0	
	42	ニット製品製造	4	2	-50.0	
	43	たて編ニット生地製造	1	1	-50.0	
	44	婦人子供服製造	225	144	-25.0	
	45	紳士服製造	12	7	-55.6	
	46	下着類製造	10	7	-16.7	
	47	寝具製作	3	1	-82.4	
	48	カーペット製造	3	3	50.0	
	49	帆布製品製造	12	12	-57.1	
	50	布はく縫製	2	1	-66.7	
	51	産席シート縫製	18	13	-35.7	
			小計	314	202	-32.0
機械・金属関係	52	鋳造	40	26	-42.9	
	53	鍛造	6	2	-25.0	
	54	ダイカスト	10	9	-16.7	
	55	機械加工	94	72	-38.2	
	56	金属プレス加工	75	59	-31.2	
	57	鉄工	74	57	-24.5	
	58	工場板金	36	28	-30.8	
	59	めっき	36	19	-18.2	
	60	アルミニウム陽極酸化処理	6	1	-14.3	
	61	仕上げ	19	15	-60.4	
	62	機械検査	45	30	-19.6	
	63	機械保全	22	14	-4.3	
	64	電子機器組立て	42	34	-37.3	
	65	電気機器組立て	8	7	-20.0	
	66	プリント配線板製造	5	4	-54.5	
	67	アルミニウム圧延・押出製品製造	0	0	-	
	68	金属熱処理業	0	0	-	
			小計	518	377	-32.5
その他	69	家具製作	32	24	-40.7	
	70	印刷	24	20	-33.3	
	71	製本	19	14	-34.5	
	72	プラスチック成形	104	74	-41.9	
	73	強化プラスチック成形	16	12	14.3	
	74	塗装	283	203	-17.3	
	75	溶接	330	256	-25.3	
	76	工業包装	121	87	-46.2	
	77	紙器・段ボール箱製造	14	10	-63.2	
	78	陶磁器工業製品製造	0	0	-100.0	
	79	自動車整備	52	40	-24.6	
	80	ビルクリーニング	54	32	-33.3	
	81	介護	64	15	-47.1	
	82	リネンサブライ	11	8	-50.0	
	83	コンクリート製品製造	32	18	-11.1	
	84	宿泊	19	8	111.1	
	85	RPF製造	3	3	-25.0	
	86	鉄道施設保守整備	1	1	-50.0	
	87	ゴム製品製造	13	6	85.7	
	88	鉄道車両整備	1	0	-	
	89	木材加工	0	0	-	
		小計	1,193	831	-30.4	
社内検定型	90	空港グランドハンドリング	0	0	-100.0	
	91	ボイラーメンテナンス	0	0	-	
		小計	0	0	-100.0	
非移行対象職種	92	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	233	198	-48.7	
		合計	6,510	4,517	-33.3	

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦に留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの。

(注2) 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上の手続により所在を確認したもの。

都道府県別技能実習生の失踪者数

【速報値】

都道府県名	令和2年	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和6年失踪者数の 対前年増減率 (%)
		3月以内に所在確認 ができた者を除いた 数(注3)	3月以内に所在確認 ができた者を除いた 数(注3)	3月以内に所在確認 ができた者を除いた 数(注3)	3月以内に所在確認 ができた者を除いた 数(注3)	3月以内に所在確認 ができた者を除いた 数(注3)	3月以内に所在確認 ができた者を除いた 数(注3)			
総計	5,885	7,167	5,445	9,006	7,740	9,753	7,093	6,510	4,517	-33.3
北海道	154	192	150	300	248	316	212	179	107	-43.4
青森県	44	52	39	85	74	89	67	74	32	-16.9
岩手県	31	38	27	61	54	97	44	33	14	-66.0
宮城県	66	55	43	84	70	100	64	105	57	5.0
秋田県	24	39	35	25	20	37	30	22	17	-40.5
山形県	46	49	38	74	61	65	57	50	32	-23.1
福島県	57	77	51	88	81	115	82	69	47	-40.0
茨城県	320	417	334	405	362	394	292	255	184	-35.3
栃木県	94	131	110	134	119	158	116	109	82	-31.0
群馬県	157	152	118	190	171	213	178	141	114	-33.8
埼玉県	382	397	307	509	442	482	380	328	250	-32.0
千葉県	357	384	288	466	405	516	355	315	218	-39.0
東京都	367	385	281	588	491	598	429	428	302	-28.4
神奈川県	275	336	266	405	346	455	315	334	237	-26.6
新潟県	54	61	48	103	88	122	92	77	52	-36.9
富山県	100	144	120	106	95	162	136	73	49	-54.9
石川県	90	77	53	128	112	115	92	63	46	-45.2
福井県	101	103	78	108	97	103	74	75	57	-27.2
山梨県	31	38	32	58	52	68	48	67	34	-1.5
長野県	89	100	87	144	119	130	97	88	62	-32.3
岐阜県	208	215	181	297	263	279	208	199	158	-28.7
静岡県	140	188	144	262	226	311	228	204	142	-34.4
愛知県	517	572	444	761	621	783	555	585	448	-25.3
三重県	134	141	102	161	125	145	106	104	81	-28.3
滋賀県	64	56	43	71	61	124	74	68	45	-45.2
京都府	94	76	60	101	92	132	109	96	70	-27.3
大阪府	307	454	321	585	496	730	535	472	339	-35.3
兵庫県	135	208	153	283	248	279	212	209	143	-25.1
奈良県	37	63	48	68	60	63	41	50	28	-20.6
和歌山県	23	28	16	41	36	36	25	35	23	-2.8
鳥取県	15	32	23	38	33	57	44	20	10	-64.9
島根県	35	37	25	40	35	30	22	19	12	-36.7
岡山県	109	183	132	221	200	187	138	168	120	-10.2
広島県	198	234	169	316	290	397	328	233	178	-41.3
山口県	66	97	70	98	90	142	114	73	47	-48.6
徳島県	31	81	61	78	71	77	58	48	36	-37.7
香川県	64	80	54	115	99	126	80	78	46	-38.1
愛媛県	71	133	90	142	126	136	107	85	58	-37.5
高知県	20	36	28	33	30	50	40	25	18	-50.0
福岡県	247	350	283	389	324	463	300	314	192	-32.2
佐賀県	30	47	35	49	36	68	48	43	33	-36.8
長崎県	59	78	52	101	93	107	68	64	39	-40.2
熊本県	156	133	96	183	145	221	147	96	66	-56.6
大分県	68	82	50	115	102	127	96	75	60	-40.9
宮崎県	72	88	64	117	97	102	70	62	33	-39.2
鹿児島県	92	121	96	163	138	168	124	127	51	-24.4
沖縄県	54	127	100	117	96	78	56	73	48	-6.4

(注1) 都道府県は、実習実施者の所在地。

(注2) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの。

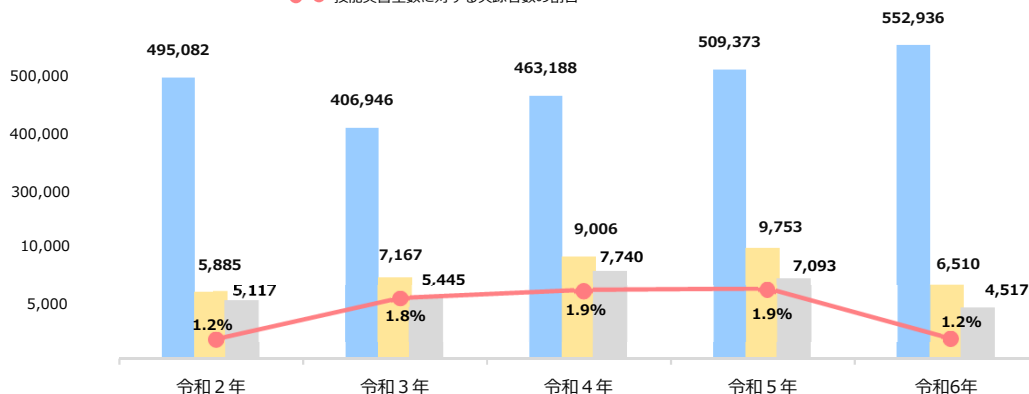
(注3) 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上の手続により所在を確認したもの。

失踪技能実習生を減少させるための施策

1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

■ 技能実習生数※ ■ 失踪者数 ■ 3月以内に所在確認できた者を除いた数
● 技能実習生数に対する失踪者数の割合



※技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した又は新たに在留資格変更許可を受けた技能実習生の合計人数

2 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による制度の適正化に向けた各種取組

- 技能実習計画の認定制
- 監理団体の許可制
- 定期的な実地検査
- 母国語相談体制の充実
- 二国間取決めによる送出しの適正化
- 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処

3 失踪防止に向けた主な取組

① 技能実習生に関する取組

- 来日前の確認事項やブローカーの勧誘に対する注意喚起を促すリーフレット配布
- ミャンマー人への緊急避難措置対象者の見直し
- やむを得ない事情がある場合の転籍の運用改善

② 監理団体・実習実施者に関する取組

- 失踪発生時の対応、技能実習生に対する労働条件等の丁寧な説明を求めるリーフレット配布
- 人権侵害行為や不利益な取扱い防止に関する啓発
- 失踪者を出した監理団体等に対し、帰責性を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止

③ 送出国に関する取組

- 失踪者の発生が著しい送出国に対して新規受入れ停止措置の実施
- 相手国におけるブローカー対策や送出国の適正化を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

④ 主務省庁等における取組

- 失踪事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- 在留カード番号等の情報を活用した不法就労等の摘発強化
- 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- 失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表
- 失踪技能実習生等に係る情報の関係省庁との共有

外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

○文化等の違いから、指導やアドバイスをただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



8か国語での申告・相談が
電話・メール・手紙で可能

外国人技能実習機構

ベトナム語	英語
中国語	タイ語
インドネシア語	カンボジア語
フィリピン語	ミャンマー語

母国語相談 //

みなさんの母国語で相談を行うことができます



もし失踪が発生してしまったら・・・？

Step1 所在把握のための取組

【ポイント】技能実習生の行方が分からなくなるなど、失踪の疑いが生じた場合

- 同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNSの発信状況を確認するなどにより、所在把握に努める。
- 送出機関等と連携しながら、**本国の緊急連絡先(当該技能実習生の家族等)に対して、当該技能実習生からの連絡がないかを確認するとともに、本人に対して①監理団体等の保護下に戻る、②(監理団体等による保護を望まない場合は)外国人技能実習機構に連絡すること等を説得することを依頼する。**

- 失踪が発生させないことがまずは重要ですが、万一、失踪が発生した場合に備えて、技能実習生の本国等における緊急連絡先を把握しておくことが有効です。
- 監理団体には、技能実習の終了後に、**帰国が円滑になされるように必要な措置を講ずる義務**があります。その観点から、外国人技能実習機構への届出と並行して、**可能な限り失踪した技能実習生の所在把握に努めていただくことが重要**です。
- 昨今、友人やSNS等の情報を受けて一時的に失踪に至ったものの、その後翻意するケースもありますので、こうした取組はとりわけ重要になります。

Step2 外国人技能実習機構への連絡

【ポイント】失踪が発生し、技能実習の実施が困難となった場合

- (団体監理型実習実施者の場合)監理団体に対して遅滞なく連絡を行う。
- (企業単独型実習実施者又は監理団体の場合)技能実習の実施が困難になった事由が発生してから2週間以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に**技能実習実施困難時届出書を提出**する。

※併せて、警察署への行方不明届出の提出を行ってください。

Step3 帰国措置又は復帰、転籍支援

- 所在が判明した場合は、本人の希望に応じて、帰国までの必要な措置、復職や転籍等の支援を実施してください。
 - ※ 技能実習実施困難時届出書の提出後における同実習実施者への復帰及び転籍に当たって御不明点がある場合は、機構に御相談ください。
 - ※ 専ら技能実習生の都合による転籍は認められませんので、留意願います。

Step4 失踪理由の把握と再発防止策の検討

- 失踪の理由には、賃金未払い等の実習実施者側の不適切な取扱いも一部あることから、技能実習生の所在を把握した場合には、そういった行為が行われていないか本人や同僚の技能実習生からの聴取も含め、確認することが必要です。
- また、不適切な取扱いでなくとも、先の**入国前の丁寧な説明やコミュニケーション等の配慮が行われているか、監理団体と実習実施者の間で自己点検を行っていただき、再発防止に努めていただくことが重要**です。

妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

<妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☑ 実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑ 監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国して母国で出産することを希望する場合は、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。（一時帰国する場合は、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があります。技能実習生に負担させることは禁じられています。（外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑ 出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑ 技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続については、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑ 技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「雇用期間が1年以上であり、子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑ お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構（TEL:03-3453-8000）

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

（協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所）

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁

～監理団体・実習実施者の皆さまへ～

令和6年11月1日から

やむを得ない事情がある場合の 転籍の運用を改善しました

本リーフレットは、やむを得ない事情による転籍に関する運用改善をお伝えするものです。監理団体・実習実施者の皆さまにおかれては、技能実習生に対する人権侵害行為や、報酬の不払などが生じることがないように、引き続き技能実習計画に基づき適正な技能実習の実施をお願いいたします。

運用改善の内容

1 「やむを得ない事情」の明確化

以下のような「やむを得ない事情」となり得る事柄について、技能実習制度運用要領に明記しました。

- ・ 暴行や各種ハラスメント（暴言、脅迫・強要、セクハラ、マタハラ、パワハラなど）等の人権侵害行為を受けている場合
- ・ 重大悪質な法令違反行為があった場合
- ・ 重大悪質な契約違反行為があった場合

→ 詳細はこちら（機構ウェブサイト）



2 手続を明確化・柔軟化しました。

- ・ 技能実習生から監理団体又は実習実施者へ転籍の申出を行うための各国言語に翻訳した様式及び転籍の申出を受けた監理団体又は企業単独型実習実施者が当該申出に係る対応を技能実習生へ通知するための様式を整備

→ 「実習先変更希望の申出書」（運用要領参考様式第1-44号）

→ 「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」（運用要領参考様式第1-45号）

- ・ 事実関係の調査に当たって、技能実習生の申出を裏付ける録音や写真等の資料が提出された場合には、やむを得ない事情があると認めやすくなりますので、そのような資料があるかよく確認してください。

→ 詳細はこちら（機構ウェブサイト）



3 監理団体又は実習実施者は、技能実習生から「やむを得ない事情」があるとして実習先変更希望の申出書の提出があった場合、次のとおり対応してください。

【監理団体又は企業単独型実習実施者の対応】

- 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- 直ちに必要な事実関係の確認や是正指導を行う
- 技能実習生に対して、転籍希望の申出に係る対応（実習先変更に向けた連絡調整を開始するか否か）について遅滞なく通知する
- 転籍を認め得るやむを得ない事情があると認めた場合には、申出書及び対応通知書の写しを添えて、技能実習実施困難時届出書を外国人技能実習機構宛てに提出する

【団体監理型実習実施者の対応】

- 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- 直ちに監理団体に申出書の写しを提出する

4 入国後講習※では、技能実習生向けリーフレットなどで転籍に関する以下の説明を行ってください。

※監理団体又は企業単独型実習実施者に対応していただくものです。

令和6年11月以前に入国後講習を受けた技能実習生に対しては、監査の面接時等において教示してください。

- 「転籍を認め得るやむを得ない事情」に関する知識
- 技能実習生が実習先変更希望の申出を行う方法
- 「実習先変更希望の申出書」を監理団体又は実習実施者に提出した後の各手続に関する知識

在留管理制度上の措置の改善

5 転籍手続中や転籍先が見つからなかった場合の、在留管理制度上の措置を改善しました。

- ・ 転籍に向けた手続の期間中で技能実習を行えない場合には、必要に応じ、週28時間以内に限り、一般的な就労を認める
- ・ 転籍先の確保ができなかった場合で、「特定技能」への移行を希望する場合などには、「特定技能」へ移行するための特定活動を付与
→ 詳細はこちら（入管庁ウェブサイト）



**「技能実習生手帳」アプリをダウンロードしましょう！
入国前の技能実習生のみなさんもダウンロードできるようになりました！**

このアプリは、技能実習生のみなさんが入国時に配付される「技能実習生手帳」をいつでも、どこでも見られるスマートフォン向けアプリです。

最新の技能実習関連法令や、日常生活に役立つ情報、災害情報、違反の通報や申告手続き、困ったときの相談窓口などを満載した必ず役立つアプリです。

今すぐここから無料ダウンロード→

■ **日本国外で購入した端末でもご利用いただけます！**

日本国外からもダウンロードできます。

入国前の技能実習生のみなさんも、ぜひご利用ください。

■ **9か国語対応**

ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、
タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、カンボジア語、英語



「技能実習生手帳」にはお役立ち情報が満載

- ・日本の各種法令
- ・日本生活のルール（交通、乗り物、宿舎）
- ・労働関係法令
（労働契約、解雇、労働時間と休憩・休暇、賃金など）
- ・社会保険、労働保険
- ・税金（所得税・住民税）
- ・労働災害
- ・技能実習が困難になったとき
結婚・妊娠・出産をしたとき
- ・各種相談窓口
- ・申告制度
- ・外国人技能実習制度の概要

日本での生活に必須！アプリ限定の使える機能

- ・ **プッシュ通知により機構からさまざまな情報をお知らせ**
 - ・ **母国語相談窓口：**
日本での生活、技能実習のことなど、困ったらご相談ください
 - ・ **災害情報：**地震や風水害の情報をリアルタイムに確認
 - ・ **事務所検索（大使館）：**あなたの国の大使館情報
 - ・ **アプリ共有：**
Facebook、X（旧Twitter）、LINE、メールなどで周りの人たちとシェア
- ※ **アプリの利用により個人の情報などは収集されません。**



■ お問い合わせ先

外国人技能実習機構（OTIT）指導援助部援助課 TEL 03-6712-1965

外国人を雇用する 事業者の方へ



住民税の特別徴収にご協力ください！

住民税の特別徴収義務

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者^(※)は、原則として、納税義務者である従業員に代わって、毎月支払う給与から住民税を特別徴収し、従業員が居住する市区町村に納入することが義務付けられています。

外国人を雇用する場合でも、日本人の従業員と同様に特別徴収を行っていただく必要があります。

(※) 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする者以外の給与支払者

◆ 特別徴収になると

従業員の方…毎月の給与から年12回の納付となるため、普通徴収（年4回払い）と比べ、1回当たりの納付額の負担が少なくなります。また、自身で納付する手間が省け、納め忘れの心配がありません。

事業者の方…所得税の源泉徴収事務と異なり、市区町村が納入すべき税額を決定して通知するため、事業者の方が納入額の計算をする必要はありません。

外国人が退職・帰国（出国）するときには

住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いただきますようお願いいたします。

なお、日本人と外国人で手続きの方法などが異なるものではありません。

□ 残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収

本人から申出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収することができます。

※ 1～5月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

□ 納税管理人の選任

帰国する方で、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を定め、市区町村に届け出る必要があります。

※事業者の方へ この面は、外国人の従業員向け広報ポスターとなっています。
事業所内に掲出していただくなど、適宜ご活用ください。

外国人の方へ 住民税のお知らせ

住民税の支払いをお忘れなく！



- 住民税は、1月1日時点で日本に住所があり、一定額以上の給料などをもらっている人であれば外国人の方でも住んでいる市区町村に支払う必要がある税金です。1月2日以降に日本から出国した場合でも同じです。
- もし、支払うべき住民税が支払われていない場合は、在留期間の更新申請などが許可されない場合があります。
- 毎月の給料から住民税を差し引かれている人が会社を辞める場合、会社に、支払っていない住民税の全部を給料や退職金から差し引いてもらい、市区町村に支払ってもらうこともできます。
- 日本から出国するまでの間に住民税を支払うことができない場合は、出国する前に、日本に住んでいる人の中から、自分に代わって税金の手続きを行う人（納税管理人）を決めて、住んでいる市区町村に届け出る必要があります。

【お問い合わせ先】 不明な点がある場合は、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

Don't forget to pay resident tax!

- The resident tax is a tax that must be paid to the local municipal office for foreigners having a domicile within Japan as of January 1, and earned income that is above a certain amount. The same applies if you leave Japan after January 2.
- If the obligatory resident tax payment due is delinquent, the taxpayer may not be able to renew their foreign residency during the period that they are authorized to stay, etc.
- If an employee whose employer deducts resident taxes from their monthly salary leaves the company, the employee can request the employer to deduct all unpaid resident taxes from their salary or retirement allowance and pay the municipality on behalf of the employee.
- A taxpayer who plans to leave Japan must appoint a resident in Japan (tax agent) who will be responsible for handling tax activities on the employee's behalf, and notify the municipality where the employee lives if unable to pay the resident tax before leaving Japan.

【Contact Information】 If you have any questions, please contact your local municipal office.

请勿忘缴纳住民税！

- 住民税是指，自1月1日起在日本居住，并拥有一定收入的人员，包括外国人在内，需要向所居住的市区町村缴纳的税金。即使1月2日后从日本离开也同样需缴纳住民税。
- 若需缴纳的住民税没有及时缴纳，可能无法通过在留期限更新等的申请。
- 每月工资中扣除住民税的人员在离职后，未缴纳的住民税将从工资或退休金中扣除，并代向市区町村缴纳。
- 若在离开日本前无法缴纳住民税，需在离开前，从居住在日本的人员中，指定代替自己缴纳税金的纳税管理人，并通知所居住的市区町村。

【咨询窗口】 若有不明之处，请咨询所居住的市区町村。

Đừng quên nộp thuế cư trú !

- Thuế cư trú là loại thuế phải nộp cho các thành phố nơi người nước ngoài sinh sống nếu họ có địa chỉ tại Nhật Bản kể từ ngày 1 tháng 1 và nhận được một mức lương nhất định. Trường hợp rời khỏi Nhật bản từ ngày 2 tháng 1 cũng giống như vậy.
- Nếu như bạn chưa thanh toán khoản thuế phải đóng thì có thể sẽ không được cho phép như là khi bạn xin gia hạn thời gian lưu trú.
- Nếu một người đã khấu trừ thuế cư trú từ tiền lương hàng tháng của họ rời khỏi công ty, họ có thể yêu cầu công ty khấu trừ tất cả thuế cư trú chưa được trả từ tiền lương và trợ cấp hưu trí của họ và trả cho thành phố.
- Nếu bạn không thể trả thuế cư trú trước khi rời Nhật Bản, hãy quyết định một người sẽ chịu trách nhiệm về thủ tục thuế thay cho bạn (người quản lý nộp thuế) trước khi rời Nhật Bản và bạn cần thông báo cho thành phố nơi bạn sống.

【Thông tin liên hệ】 Nếu có điểm nào chưa rõ, hãy liên hệ tới thành phố địa phương nơi bạn sinh sống.

在留カード等読取アプリが便利になります

- 令和7年11月14日から在留カード等読取アプリから失効情報照会が利用できます。
- 外国人を雇用する際などにアプリと失効情報照会を併せて利用することで、在留カードの偽変造の有無や、有効であることを簡単に確認でき、不法就労防止対策として効果的です。

参考：偽変造対策のため、「在留カード等読取アプリケーション」及び「在留カード等番号失効情報照会」を無料公開しています。

在留カード等読取アプリケーション

ICチップ内の情報をアプリ上に表示し、提示された在留カードの記載内容と見比べることで、偽変造されたものかどうかを確認することができます。

STEP 1

外国人本人の同意の上、在留カード等の提示を受け、アプリで読み取りを行う。



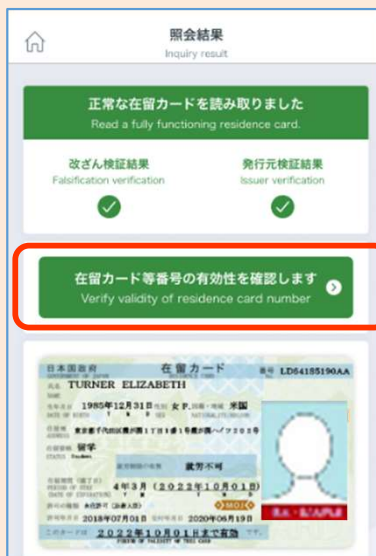
STEP 2

読み取った画像とカード券面の記載内容を見比べて、相違ないか確認する。



STEP 3

「在留カード等番号の有効性を確認します」ボタンを押す (NEW!!)



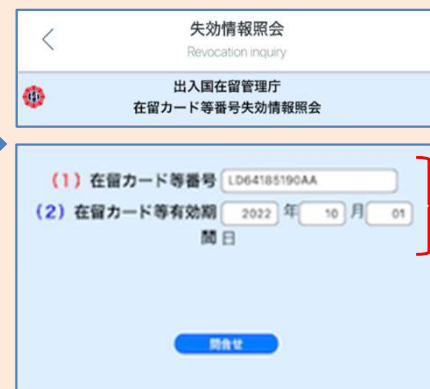
在留カード等番号失効情報照会

在留カード番号等をインターネット上の照会ページに入力することで、在留カードの有効性を確認することができます。

STEP 4

失効情報照会画面に遷移後、画像に表示されている文字を入力する。

※ 在留カード等番号と有効期間については自動入力されます (NEW!!) (※)



- ※ 失効情報照会を利用の際はセキュリティチェックを完了する必要があります。
- ※ システムメンテナンス等の場合は在留カード番号等の入力が必要となります。

STEP 5

問合せ結果を確認し、在留カード等の有効性を確認する。

問合せ日時	2024/10/16 20:12:23
在留カード等番号	AB12345678CD
在留カード等有効期間	2024年12月31日
問合せ結果	失効していません。

入力不要!!

OK!!

在留カード等読取アプリケーション
Windows/Mac版 iPhone版 Android版



失効情報照会URL
<https://lapse-immi.moj.go.jp/html/top.html>

